

第3回認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会議事要旨

日 時：平成18年3月2日（木） 10時～12時

場 所：虎ノ門パストラル 新館5階ミモザ

出席者：（順不同、敬称略）

委員 長：室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員 長：野村 歡	日本大学理工学部建築学科教授
委 員：川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
佐々木勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会常任理事
佐竹 哲男	東京消防庁予防部長
次郎丸誠男	危険物保安技術協会理事長（元消防研究所所長）
寺村 映	総務省消防庁予防課長
長谷川彰一	総務省消防庁消防・救急課長
兵藤美代子	主婦連合会会長
宮本 英機	千葉県消防局予防部長
山下 純治	長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部次長
山田 常圭	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長
オブザーバー 磯部 孝之	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室防災企画係長
川原 邦博	長崎県総務部危機管理・消防防災課長

- 議 題：1. 検討会の公開について
2. 火災の概要について
3. 火災実験の状況について
4. 認知症高齢者グループホームの防火上の課題と講ずべき対策について
5. その他

議 事：

1. 検討会の公開について
（委員長）

今まで行ってきた2回の検討会は、個別火災の具体的な内容や個人のプライバシーに関わる内容を扱うため非公開で開催してきたが、これからは対策のあり方を検討していくので議論の内容を国民に理解していただくために、公開としたい。

2. 火災の概要について
（委員意見）

- ・ 個別の問題と認知症高齢者グループホーム全体の課題を区別して議論し、事実関係を明らかにしていくことが必要である。なぜ、あのような大惨事になったのかを考える時に複合的課題が浮かび上がってくる。その一つ一つを整理していくことが、今後の認知症高齢者グループホームの防火安全対策を考える上でとても大切である。
- ・ 個別の火災だけを考えると特異な対策となってしまう。ひとつの火災を踏まえて共通的な課題を導き出すというのが一つの対策と考える。火災原因調査の結果が出るには時間を要するが、経緯を見ることでいろいろな教訓を得ることができるので、それを踏まえて、対策を考えていくことができると考える。
- ・ 認知症高齢者グループホームをはじめ、今まで培ってきたものを、どう大切にしながら対策と課題とを重ねていくかということを大切にしてほしい。

- ・火災原因調査結果については、今後も情報提供をしていくので、それを踏まえ検討願いたい。

(委員長)

火災原因調査の新しい事実が明らかになりそれについて議論する必要があるれば、検討会の前半部分を別途非公開にするなどの措置をとればいいのでは。

3. 火災実験の状況について

(委員意見)

- ・高齢者の方が使いやすい家具で防災・非防災となると限られてしまい、生活の質に影響を及ぼすのではないかと心配で、家具メーカーがたくさんこうした家具を作ってもらえれば選択の余地が出てくるが、そういうことも今後検討がいるのでは。
- ・フラッシュオーバーが5分程度に対して熱感知器の発報が6分程度ということだが、火災時の初動対応に問題は生じないのか。
- ・居室は実験場と異なり壁が設けてあり、天井付近に熱が溜まりやすいため、実火災時の熱感知器の作動条件とは異なる。

4. 認知症高齢者グループホームの防火上の課題と講ずべき対策について

(委員意見)

- ・介護されている方に健康な方がいることは理解できるが、施設の実態は防火安全上のリスクがある用途と解釈できるのではないか。
- ・今回の施設（やすらぎの里）に固有の課題と認知症高齢者グループホーム全体の課題を分けて検討すべきではないか。認知症の方々の安全を考えつつ、いままで培ってきたものを大事にしていく方向で検討していただきたい。命を守るために「住宅用スプリンクラーの必要性」が対策案に記載されているが、「命の大切さ」はわれわれも同様に考えている。そのためには日常何が大切かを今回の火災事故を検証する中で積み上げていくことが大切で、その上での設備の課題を考えていくべき。

また、もし住宅用スプリンクラーが義務化された場合、「要請書」にあるような事態が十分予想される。利用者・家族が困ることは私たちは放置できない。このことの現状把握を聞かせていただき、今後出てくる事態に関する責任の所在を明確にさせていただきたい。認知症の人を避難困難者と規定しているが、極めて一方的表現であり、実態に即しておらず、人の尊厳を支えるケアとまったく相容れないものとする。

対応策にもあるように、今回の火災対策の対象となるのは、認知症グループホームだけでない。広範な関係者の参画を得ながら幅広い議論が必要ではないか。

- ・下町と山の手のグループホームを訪問したところ、入所されている方は認知症の部分があるかもしれないが、しっかりしている印象を受けた。また、タバコやマッチ、ライター管理も行われており、ホームの実情にあった対策が必要ではないかと思った。ただ、共用室のソファについては、できたら防災製品の方がいいのではないかと。いくら気をつけても限度のあることで、各部屋の対策とはまた違うのでは。
- ・火災を発見して早く応援を求めることが重要なので、電話と直結して消防機関に通報するということがすぐにでもやってほしい。避難介助する人を増やすかあるいは、避難時間を稼いで応援を求めかが今回の一番のポイントだと思う。ハード面で若干費用はかかるが、消防機関が消火・救助に駆け付けるまで避難時間をできるだけ稼ぐようにするとともに、一人で避難できない人の避難介助を行い、命を守るように考えていく必要がある。防火管理については、通報や避難介助の行い方などの実務的に役に立つ方法を考えてほしい。入所者が自力避難できるか否かについては、消防が決めるのではなく、

専門の方にこの施設には自力避難困難の方が入っていると判断してもらう方法がよいと思う。

- 管内の認知症高齢者グループホームにおいて、夜間に火災が発生したことを想定して18時30分に避難訓練を行ったが、職員の誘導に対して、避難に必要な行動や、期待した速度での移動ができず、避難方向にも自信が持てないという印象を受けた。
 - 最終的な火源の大きさに大差はないが、防災ソファの火源の成長の遅さによって、感知とか消火時間が稼げるのであれば、防災規制を行う意義はあると思う。また、煙感知器は早期に作動しており、火災の早期覚知が期待できるのではないか。
 - 昭和62年に発生した松寿園火災を受け、自力避難困難者が入所している施設とそれ以外とを区別し、講ずべき防火対策が定められた。その当時あった社会福祉施設の入所者の実態を踏まえ、自力避難困難者が入所している施設か否かが整理されたが、認知症という概念は当時はなかったのも、ここは新しいテーマになる。
 - 認知症という言葉にとらわれずに、多くの高齢者が入所している施設ということで十分ではないか。また、有料老人ホームを建設した時に、設計者は、入所者はみな元気な人だと言っていたが、10年後、20年後にも元気だとは言えない。施設の火災危険性が増した時、防火管理面の強化はできるが設備面の強化は難しい。高齢者の安全を守るためには、どのようなシステムが必要であるかを考えたら良いのではないか。
 - 現在は火の始末ができる人でも来年はできる保障が何もない。一方、毎年施設の実態を踏まえて講ずべき防火対策を見直すことは難しい。避難困難者が何人かいる場合には厳しい状況を想定してルールを決めるというのが一つの考え方ではないか。いろいろな高齢者施設を含めて議論するのは賛成である。ただし、十分議論するのはいいが、全ての結論が先送りになるのは良くない。例えば、マッチ・ライターなどの管理を徹底させるなど、ある程度合意が得られたものからスタートしていき、ハードの議論を要する部分については、議論を尽くしていくという方法もあるのではないか。
 - グループホームは、自力避難困難者がいる施設であると整理してもらえればいい。今回の火災の発生から学ぶ教訓とスプリンクラー設備の因果関係が唐突である。今回の介護報酬改訂で、夜間は宿直でなく、夜勤の義務付けを行った。先程説明のあった火災実験のようなケースでは、煙感知器が作動する前に、リビングにいる夜勤者が気付いたはずである。また、タバコやライターは施設で管理することとし、特に夜間に本人が持たないようしたいと思っている。あとは、個室で火災が発生する場合もあるので、速やかに通報までいくように、自動火災報知設備と消防機関への通報設備は必要であると思っている。スプリンクラー設備については、今まで1,000㎡以上の施設から一足飛びに300㎡未満の施設にまで義務付ける提案である。長崎の火災はかなり特殊なケースであると思うが、その教訓から出てくるハード面での対策として、スプリンクラーがなぜ必要であるのかをよく議論しないと、関係者は納得しないのではないか。
- 住宅用スプリンクラー設備については、リビングの場合に完全に消火できるという説明はなかったが、技術、設備が成熟したものなのかよくわからない。住宅用スプリンクラーを義務付けると、環境が一変したり、閉鎖するグループホームも出てくるが、何年か後に政策評価をしたときに、義務付けが正しかったと自信を持って言えるのか。
- 屋根の傾斜面に沿って天井が付いている場合に同じ性能が保障されるか、シミュレーションができれば良いと思う。

(事務局)

- 個室、共用室での住宅用スプリンクラーの有効性については、実験を行って確認しており、ソファ火災も10分程度で消火している。一般的な建物でスプリンクラー設備が作動した火災191件について、スプリンクラーヘッドの作動状況を調べたところ、約96%

の火災で、1個か2個のヘッドが作動して消火している。万一それを超えるような事象が発生した場合には、完全消火には至らなくても大きな火災抑制性能はあると考えている。今の指摘などもあるので、さらに確認実験を行い皆さんに住宅用スプリンクラー設備の性能を示していきたい。

・なぜ、住宅用スプリンクラーなのか疑問が多いのと、スプリンクラー設備の設置は現実的に難しい課題が横たわっている。通常のグループホームであれば、きちんと喫煙管理されており、部屋の中に調理器具や暖房器具を持ち込む可能性もほとんどない。また、費用の概算には附帯する費用を見込んでいないのではないか。例えば、工事の入居者の滞在費はどうするのか。配管が露出した状態では、住宅として問題がある。2階建ての木造住宅などでは、天井を落さなくては配管できないという問題も出てくる。グループホーム関係者から住宅用スプリンクラーを設置すべき理由を明らかにしてほしいという声があがっている。規制を強化したら閉鎖だという現場の声にどう応えていくか。事業を閉鎖した場合の利用者をどうするのか。これらの課題を解決する必要がある。

・スプリンクラーの設置が困難であれば、入所者の避難をさせるだけの職員を増やして安全に避難することを確保する方法も考えられる。設備面、管理面の両面により、火災時に入所者を安全に避難させることが大切である。

・例えば、夜間に避難訓練を行い、隣近所の人が駆けつけ3分間で逃がすことができなければ、2人の職員で避難介助を行う。2人の職員でも避難介助が無理であれば、スプリンクラー設備を設置するなど、複数の選択肢の中からグループホームの実態に即した最適な防火対策を検討し、その効果を評価するシステムを作る方法も考えられると思う。

事務局は、自力避難困難な方が入所している施設で万が一火災が発生した場合に備え、施設関係者や入所者が安心して生活できるように住宅用スプリンクラーを提案しているようである。設備を強化すれば管理面の負担が軽くなるし、入所者も安心する。そういう意味で、高齢者の命を守ろうとするときに財政的に許せる範囲でどこまで対策を講ずるのかを考える必要がある。

・合意できる事項から合意することについては特段の異存はない。しかし、課題を解決しないと議論が進展しない。対策は、すぐ必要であると考えているのは一緒だと思う。防火管理者の選任、消防計画に基づく訓練等、合意できるものは3月でまとめ、課題の多い部分は広く意見を求めながら、引き続き議論をしていってはどうか。

そのとき、今回の火災事故の検証と教訓の具体的な確認をしていくことも必要。

・高齢化社会を迎える中、入所者が安全に暮らすためには一定の費用負担は必要である。スプリンクラー設備を設置しないのであれば、どのような方法で安全性を確保するのかを示してもらったら良いと思う。

(事務局)

住宅用スプリンクラー設備は、全国の50以上のグループホームで施工実績を有するが、水道直結で大規模な工事を必要としないため、日中に工事を行ったり、工事中は工事箇所以外の部屋に入所者が移動すれば、入所者は施設内にいたまま工事が行えると考えている。また、水道条件の良くない施設については、住宅用スプリンクラー設備と同等の消火性能を有するパッケージタイプの消火システムも考えられる。本日から検討会も公開で開いているところであるが、多方面からご意見をいただき、同様の惨事が起きる前に速やかに対策を講じていきたいと考えている。

(委員意見)

・松寿園火災では、ベッドから全く動くことなく亡くなられていたことを念頭に置いて今後の議論を行っていただきたい。

(委員長)

- ・本検討会は、3月末までに安全性の提言を出すということなので、それまでに合意できる部分については、提言を行いたい。また、合意された部分については、速やかに制度改正を検討すべきと考える。

(事務局)

- ・議事概要及び議事資料については、後日、消防庁のホームページに掲載をする。また、広く国民の方々に意見をいただくため、近々パブリックコメントを行う。